監第３７７号
平成２７年５月２７日
（改正 監第１０８１号
平成２７年９月２４日）

石川県建設産業連合会
会　長　北川　義信　様

石川県土木部長
（公印省略）

社会保険等未加入下請負人に関する報告書の作成・提出について（通知）

「石川県建設工事標準請負契約約款」の改正に併せて、平成２７年５月２７日付監第３７７号により通知した標記の件について、別添のとおり改正しましたので、参考までに通知します。

貴会におかれましても、会員の皆様に対しご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今回の改正により、平成２７年１０月１日以降に県と契約を締結する一定の建設工事について、一次下請負人が社会保険等に未加入である場合は、契約違反として、受注者に対し指名停止措置を行う場合がありますので申し添えます。

（事務担当）
土木部監理課
入札・契約グループ
TEL:076-225-1712

監　第　３　７　７　号
平成２７年５月２７日
（改正　監　第　１　０　８　１　号
平成２７年９月２４日）

部内各課（廨）長　様

土　木　部　長
（公印省略）

社会保険等未加入下請負人に関する報告書の作成・提出について（通知）

建設産業における社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）加入を促進する観点から、平成 27 年 10 月１日以降に県と契約締結する工事において、社会保険等に未加入の下請負人（建設業法第２条第３項に定める建設業者である者に限る。）がいた場合には、下記のとおり対応することとしたので通知する。

貴職においても、関係職員及び受注者への周知徹底を図られるとともに、事務に遺漏のないよう留意されたい。

記

１　対象となる工事

下請契約の請負代金の額（当該下請契約が２以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が 3,000 万円（工事が建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上になる県発注工事

２　社会保険等未加入下請負人に関する報告

対象工事を監督する主務課長又は所長は、受注者から提出された施工体制台帳を確認した結果、社会保険等に加入していない下請負人がいたときは、当該台帳の写しを添えて監理課長に報告すること。

３　未加入者への指導等

監理課長は、前項による報告を受けた場合は、社会保険等未加入の下請負人に対し加入に関する指導を行うとともに、元請負人である受注者へ対し再発防止を要請するものとする。また、当該下請負人が、受注者が直接契約を締結する下請契約の相手方である場合には、石川県建設工事標準請負契約約款第６条の２第３項に違反するものとして、指名停止措置等を検討するものとする。

（事務担当）
土木部監理課
入札・契約グループ
TEL:076-225-1712

（様式１）

○　第　　号
年　　月　　日

監理課長　様

発注機関の長

社会保険等未加入下請負人に係る報告書

下記工事に関し、受注者から提出された施工体制台帳を確認した結果、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入に関する法律上の届出義務を履行していない下請負人があることが判明したので、同台帳の写しを添えて報告します。

ついては、元請負人及び下請負人に対してご指導くださるようお願いします。

記

１　工　事　名	
２　工事場所	
３　契約年月日	年　　月　　日
４　受　注　者 （元請負人）	建設業許可番号： 商　　号：
５　該　　当 下請負人	建設業許可番号： 商　　号： （未加入の社会保険の種類　：　雇用　・　健康　・　厚生年金） （　下　請　次　数　：　一次　・　二次以下　）

※　該当する下請負人が複数いる場合は、適宜行を追加すること。

（様式２）

監　　第　　号
年　　月　　日

（受注者）　　様

石川県知事　谷　本　正　憲

下請負人の社会保険等加入に関する指導について

建設労働者の処遇を改善し、将来にわたって建設産業への入職者を確保していく観点から、現在、行政・建設業団体など関係機関が一体となり、建設産業における社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入率向上を目指しているところです。

また、法令上の義務を果たさず、社会保険等に加入しない者がいることにより、適正に保険料を負担している者が競争において不利となるようなことはあってはなりません。

そのような中で、貴社が受注した下記工事に関し、社会保険等の加入義務を履行していない下請負人がいたことは、誠に遺憾であります。

ついては、当該下請負人に対し、別添写しのとおり指導書を交付したので、元請負人である貴社からも、社会保険の加入についてご指導いただき、同様の事態の再発防止に努めていただくよう、発注者として要請します。

記

１　工　事　名	
２　工事場所	
３　契約年月日	年　　月　　日
４　指導対象 下請負人	建設業許可番号： 商　　号： （未加入の社会保険の種類　：　雇用　・　健康　・　厚生年金） （　下　請　次　数　：　一次　・　二次以下　）

※　参考：石川県建設工事標準請負契約約款第６条の２

3　受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が２以上あるときは、それらの請負代金の額の合計額）が 3,000 万円（当該工事が建築一式工事の場合は、4,500 万円）以上になる場合において、次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。次項において「社会保険等未加入者」という。）である建設業者（建設業法第２条第３項に規定する建設業者をいう。）を受注者が直接締結する下請契約の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

4　受注者は、前項以外の場合においても、社会保険等未加入者を下請契約の相手方としないよう努めなければならない。

（事務担当）
石川県土木部監理課
入札・契約グループ
TEL:076-225-1712
FAX:076-225-1714

「社会保険等未加入下請負人に関する報告書の作成・提出について」　新旧対照表

現　行	改正後（H27.10.1 施行）
社会保険等未加入下請負人に関する報告書の作成・提出について（通知） 建設産業における社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）加入を促進する観点から、平成 27 年６月１日より、一定の県発注工事において、社会保険等に未加入の下請負人（建設業法第２条第３項に定める建設業者である者に限る。）がいた場合には、下記のとおり対応することとしたので通知する。 貴職においても、関係職員及び受注者への周知徹底を図られるとともに、事務に遺漏のないよう留意されたい。 記 １　対象となる工事 下請契約の請負代金の額（当該下請契約が２以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が 3,000 万円（工事が建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上になる県発注工事	社会保険等未加入下請負人に関する報告書の作成・提出について（通知） 建設産業における社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）加入を促進する観点から、平成 27 年 10 月１日以降に県と契約締結する工事において、社会保険等に未加入の下請負人（建設業法第２条第３項に定める建設業者である者に限る。）がいた場合には、下記のとおり対応することとしたので通知する。 貴職においても、関係職員及び受注者への周知徹底を図られるとともに、事務に遺漏のないよう留意されたい。 記 １　対象となる工事 下請契約の請負代金の額（当該下請契約が２以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が 3,000 万円（工事が建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上になる県発注工事

2　社会保険等未加入下請負人に関する報告 　対象工事を監督する主務課長又は所長は、受注者から提出された施工体制台帳を　確認した結果、社会保険等に加入していない下請負人がいたときは、当該台帳の写しを添えて監理課長に報告すること。 3　未加入者への指導等 　監理課長は、前項による報告を受けた場合は、社会保険等未加入の下請負人に対し加入に関する指導を行うとともに、元請負人である受注者へ対し再発防止を要請するものとする。	2　社会保険等未加入下請負人に関する報告 　対象工事を監督する主務課長又は所長は、受注者から提出された施工体制台帳を確認した結果、社会保険等に加入していない下請負人がいたときは、当該台帳の写しを添えて監理課長に報告すること。 3　未加入者への指導等 　監理課長は、前項による報告を受けた場合は、社会保険等未加入の下請負人に対し加入に関する指導を行うとともに、元請負人である受注者へ対し再発防止を要請するものとする。また、当該下請負人が、受注者が直接契約を締結する下請契約の相手方である場合には、石川県建設工事標準請負契約約款第６条の２第３項に違反するものと　して、指名停止措置等を検討するものとする。

（石川県土木部監理課入札・契約グループ）

石川県発注建設工事の下請負契約における社会保険等未加入対策について

平成 27 年 10 月 1 日から、一定の県発注建設工事について、社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）**に加入していない者と下請負契約**（一次下請負契約）**を締結することを禁止します。**

社会保険未加入の下請負人がいることが判明した場合は、県から当該下請負人に対し、**加入指導・関係機関への通報等**を行うほか、受注者に対して**指名停止措置**を行う場合があります。

県発注建設工事を受注された場合は、下請負人の選定について、保険料の領収書等により社会保険の加入状況を確認するなど、十分ご注意いただくようお願いいたします。

※　**各保険の根拠法において適用除外とされている者**（従業員を雇用していない個人事業主など、法律上の保険加入義務がない者）**と下請負契約を締結することは問題ありません。**

○　実施内容

対象　下請契約の請負代金の額（当該下請契約が２以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上となる県発注建設工事

内容　施工体制台帳の「保険加入の有無」欄が「未加入」となっている一次下請負人がいた場合は、契約条件に違反するものとして、受注者に対し、指名停止措置等を検討します。

＜社会保険未加入事業者が県発注工事の下請負人となっていた場合の対応＞

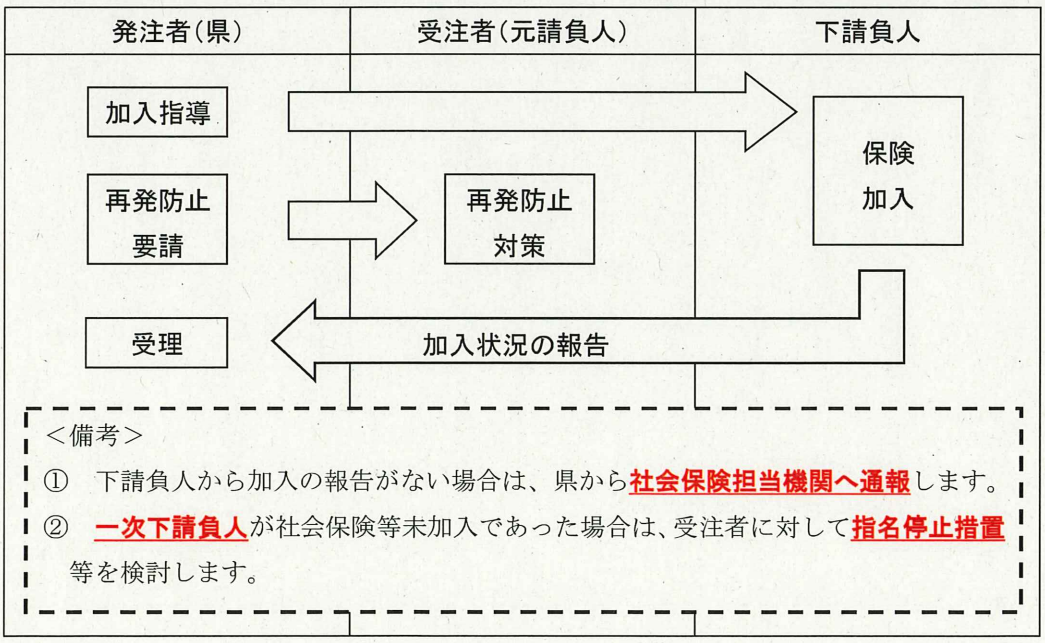

（石川県土木部監理課入札・契約グループ）

＜石川県発注建設工事の下請負契約における社会保険等未加入対策についてのQ&A＞

（平成２７年９月２４日）

Q1　社会保険等とはなんですか。

A1　雇用保険・健康保険・厚生年金保険の３保険のことをいいます。

Q2　社会保険等未加入対策を行うのはなぜですか。

A2　先般改正された建設業法では、建設業者の責務として、「建設工事の担い手の育成及び確保」が掲げられており、そのためには、法令に従って社会保険等に適正に加入することが求められています。また、社会保険等に加入せず、監督官庁から処分等がなされた場合は、建設業法においても監督処分の対象となります。

そのため、県では、建設業許可権者及び公共工事の発注者として、建設業の健全な発展を促進する観点から、建設業許可等の手続きや公共工事の発注において、社会保険等未加入対策を行っていくものとしています。

Q3　県発注工事における社会保険等未加入対策はどうなっていますか。

A3　下請負代金額の合計が 3,000 万円以上（建築一式工事の場合は 4,500 万円以上）となる工事の場合は、受注者から提出された施工体制台帳をもとに、下請負人の社会保険等加入状況を確認します。

確認の結果、社会保険等に未加入の者と下請負契約を締結していたことが判明した場合は、県から当該下請負人に対し加入指導を行うほか、元請負人からも下請負人へ加入指導を行うよう要請します。

また、社会保険等に未加入の者が一次下請負人であった場合、元請負人である受注者に対し指名停止措置等を検討します。

Q4　「社会保険等に未加入」というのはどういう場合ですか。私は、従業員を雇用していない個人事業主であり、雇用保険・健康保険・厚生年金保険のいずれにも加入する必要がありませんが、その場合も未加入ということになるのでしょうか。

A4　「社会保険等に未加入」とは、社会保険等の適用を受ける事業所でありながら、各保険の適用に関する届出義務を果たしていない場合、つまり、法律上、保険に加入しなければならないにもかかわらず加入していない場合をいいます。また、３保険のうち一つでも届出義務を果たしていないものがあれば「未加入」となります。

従業員の雇用状況等により、各保険の適用が除外され、法律上の加入義務がない場合は「適用除外」となり、県発注工事の下請負人となることについても問題ありません。

Q5　社会保険等に加入しなければならないのはどのような場合ですか。

A5　原則として以下の場合は保険の適用事業所となります。ただし、会社の状況により異なる場合がありますので、詳細は所管行政庁にお問い合わせください。

保険の種類	適用事業所の要件	所管行政庁
雇用保険	・労働者を一人以上雇用する事業所	公共職業安定所 （ハローワーク）
健康保険 厚生年金保険	・全ての法人事業所 ・常時５人以上の従業員のいる事業所	年金事務所

Q6　元請負人として、下請負人を選定する際には、社会保険に加入していることをどのように確認すればよいのですか。

A6　一次下請負人については、保険料の領収証書・納入証明書等の写しを提示させるなどの方法により確認してください。なお、雇用保険については、厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト（http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D）からも確認することができます。

二次以下の下請負人については、元請負人は再下請負通知書の保険加入状況により確認することとし、再下請負契約を締結する下請負人に対しても、相手方から保険料の領収証書・納入証明書等の写しを提示させるなどの方法により確認するようご指導ください。

Q7　当社は社会保険等の適用が除外されている事業所ですが、社会保険等に未加入の者と混同されて、下請負人の選定から外されてしまうのではないかと不安です。どうすればよいでしょうか。

A7　適用除外事業所と県発注工事の下請負契約を締結することは問題ありませんので、必要に応じて書面（別紙参考）を用いるなどにより、適用除外である旨を元請負人に説明し、理解を得てください。

元請負人にあっては、書類の徴収のみによるのではなく、必要に応じて労働者名簿の提示を求めて常時雇用する従業員の状況を確認するなど、記載内容の事実確認に努めてください。

Q8　県の指導等の対象となる下請負契約の種類はなんですか。

A8　建設業許可を有する建設業者との建設工事に関する下請負契約が対象となります。

Q9　下請負代金の総額が 3,000 万円未満である場合や、建設業許可を有しない者との下請負契約、資材の購入などの建設工事以外に関する契約については、社会保険等に未加入の者と契約締結しても問題はないのですか。

A9　それらの契約は、県の指導等の対象とはなりませんが、社会保険等への加入は法律上の義務であることや、建設産業の将来の担い手を確保していく観点から、社会保険等に加入している事業者との契約締結に努めていただくようお願いします。

Q10　二次以下の下請負人については、直接の契約関係にはありませんが、元請負人から社会保険等の加入に関して指導をしなければならないのですか。

A10　下請次数に関係なく、すべての下請負人に対して、社会保険等の加入を適切に指導することが、元請負人の役割として求められています。（参考：「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」）

また、必ずしも全ての下請負人に対して元請負人から直接指導を行うことが求められているわけではなく、二次以下の下請負人と直接の契約関係にある者を通じ、間接的に指導することも可能ですが、県から指導書が送付された場合など、直接の契約関係にある者が適切に指導を行うことが期待できないような場合は、元請負人の直接的な関与が必要となります。

Q11　下請負人が社会保険等の加入状況を偽ったことから、施工体制台帳に誤った記載をしてしまったような場合でも、元請負人の責任が問われるのですか。

A11　受注した工事の施工に従事する下請負人の選任については、元請負人が最終的に責任を負うべきものであり、不誠実な下請負人を選定しないよう注意しなければなりません。

なお、元請負人が特定建設業者である場合は、下請負人が建設業法等を遵守するよう指導に努めなければならないものとなっています。

Q12　指導等の対象について、下請負金額の範囲拡大や、建設業許可業者以外に拡大する予定はありますか。

A12　対象の拡大については、社会保険等の加入率の推移など、今後の状況を見ながら検討していくものとします。

（別紙・参考様式）

年　　月　　日

（元請負人）　様

住　所
商号又は名称
代表者

社会保険等の適用除外に関する申告書

当社が社会保険等の適用除外事業所となっていることについて、次のとおり申告します。

適用除外の保険	適用除外の理由
□　雇用保険	□　労働者を１人も雇用していないため
	□　その他（具体的に記載すること。）
□　健康保険	□　個人事業主であって、常時使用する従業員の数が５人未満であるため
	□　建設国保等の国民健康保険組合に加入し、健康保険に係る適用除外の承認を年金事務所から受けているため
	□　その他（具体的に記載すること。）
□　厚生年金保険	□　個人事業主であって、常時使用する従業員の数が５人未満であるため
	□　その他（具体的に記載すること。）

※　元請負人は、必要に応じて労働者名簿の提示を求めて常時雇用する従業員の状況を確認するなど、記載内容の事実確認に努めること。